

住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大

(管理番号42・125)



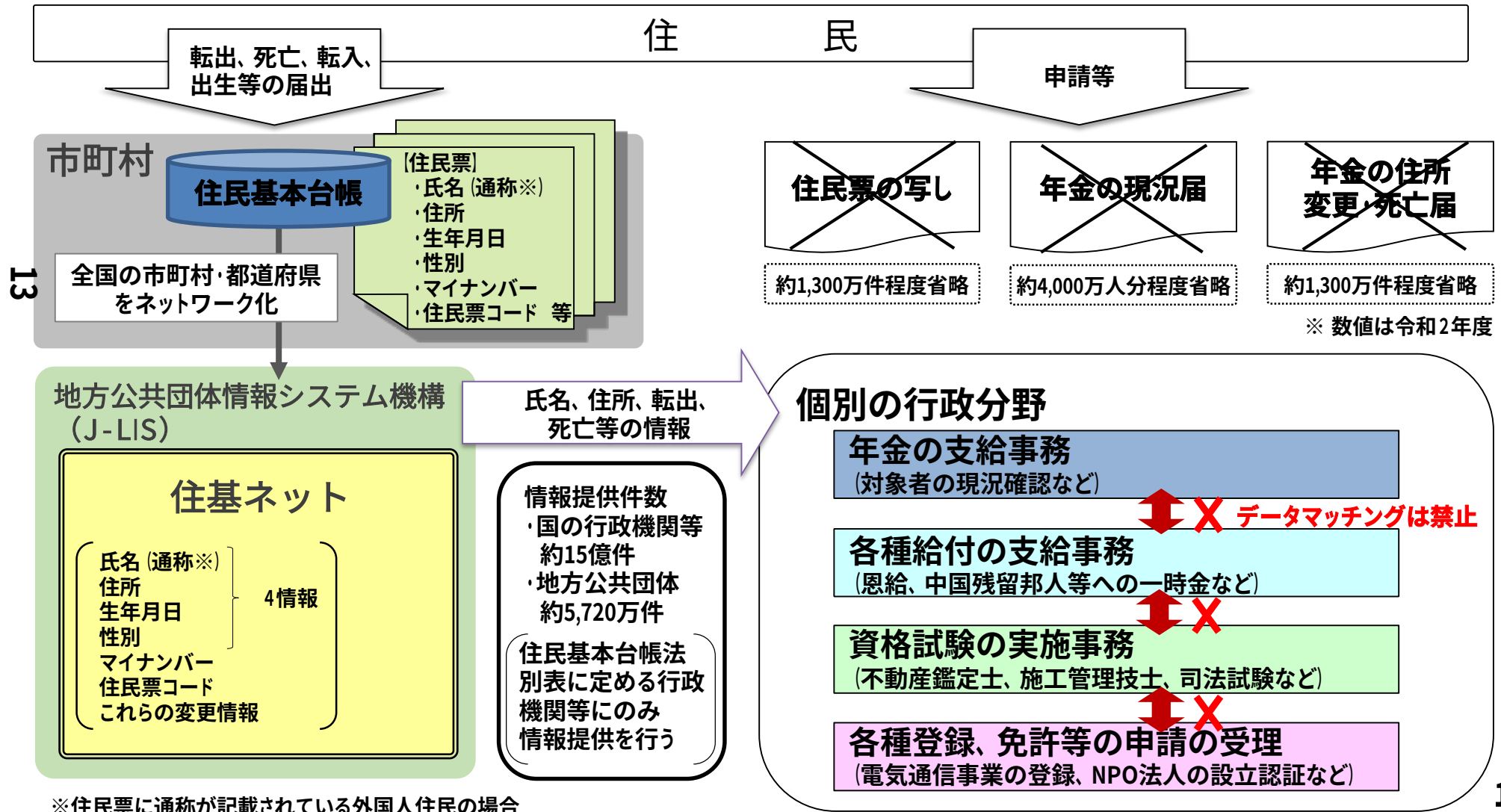
総務省

令和4年8月
総務省自治行政局住民制度課

住基ネットの概要

平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働
平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働
平成23年5月 住基ネット訴訟終結（札幌訴訟勝訴最高裁確定）

（住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供）
（住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）



回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。

※調査の概要

- 令和4年5月16日～5月25日までの間、総務省にて実施。
- 所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務等について、全府省庁の所管する手続を対象に調査。
- 所有者不明土地対策に関し、今回ご提案のあった「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」「森林法」を含む6法律について回答。
- 今後、回答を精査し、関係省庁と具体的な検討を進める。

住民基本台帳ネットワークシステムの 利用事務の拡大 ～所有者不明土地対策に関する事務～

土地政策審議官部門
土地政策課
令和4年8月

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

【令和元年6月1日施行】

(1) 道路等の公共事業の手続の
合理化・円滑化 → **所有権**を取得

(2) 地域住民等のための新たな事業の創設
→ **使用権**を設定

反対する所有者がおらず、建築物(※1)がなく現に利用されていない所有者不明土地の場合

※1 簡易な構造で補償額の算定が容易なものを除く

土地収用法の特例

国、都道府県知事が事業認定
(認定の円滑化(マニュアル作成))



収用委員会に代わり都道府県知事が**裁定**
(審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

地域福利増進事業(※2)の創設

※2 対象事業は法律で限定列挙

都道府県知事が事業(※3)の公益性等を確認

市町村長の意見聴取 →

※3 事業主体は限定されず

一定期間の公告



都道府県知事が**使用権(上限10年間)**を設定
(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に
原状回復。異議がない場合は10年を超えて延長可能)

事業のイメージ



(出典) 杉並区
ポケットパーク(公園)



(出典) 農研機構
直売所(購買施設)

2. 所有者の探索を合理化する仕組み

【平成30年11月15日施行】

原則として、登記簿、住民票、戸籍など、客観性の高い公的書類を調査することとする

- ・固定資産課税台帳、地籍調査票、インフラ事業者等の保有情報など**有益な所有者情報を行政機関等が利用可能に**
- ・近隣住民や地元精通者等にも行っていた聞き取り**調査の範囲を合理化・明確化**(親族等に限定)

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

【平成30年11月15日施行】

所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和4年法律第38号)

<予算関連法>

令和4年4月27日成立
同年5月9日公布
《公布後6か月以内施行》

背景・必要性

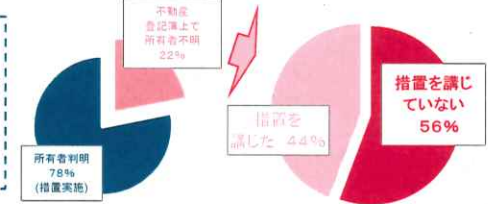
- 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。
今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。

※ 令和2年土地基本法改正：基本理念として土地の適正な「管理」を明確化

- ◆ 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」について、
激甚化・頻発化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。
- ◆ 所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- ◆ 所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

住民から市町村に苦情のあった
管理不全土地への対応状況
(令和元年度国土交通省調査より作成。1029市町村が回答。)

所有者不明土地法 附則(平成30年制定時)
2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



概要

1. 利用の円滑化の促進

- ① 地域福利増進事業の対象事業の拡充
 - ・ 現行の広場や公民館等に加え、**備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業**を追加
- ② 地域福利増進事業の事業期間の延長 等
 - ・ 購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、**土地の使用権の上限期間**を現行の10年から**20年に延長**
 - ・ **事業計画書等の縦覧期間**を6月から**2月に短縮**
- ③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大
 - ・ **損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地**であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用



備蓄倉庫



建築物のイメージ

2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

- ① 勧告・命令・代執行制度
 - ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺地域における**災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度を創設**
- ② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例
 - ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている**管理不全土地管理命令の請求権を市町村長に付与**
- ③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化
 - ・ 上記の勧告等の準備のため、**土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供を可能とする措置を導入**



豪雨の度に土砂崩れが多発



高台から瓦礫や岩石、柵等が落下するおそれ

3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

- ① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連
 - ・ 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地**対策計画の作成**や所有者不明土地**対策協議会の設置**が可能
- ② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度
 - ・ 市町村長は、**特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定**
 - ・ 推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能
- ③ 国土交通省職員の派遣の要請
 - ・ 市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、**国土交通省職員の派遣**の要請が可能

【目標・効果】

- ① 地域福利増進事業における土地の使用権の設定数：施行後5年間で累計75件(R3.11時点で申請1件)
- ② 所有者不明土地対策計画の作成数：施行後5年間で累計150件
- ③ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数：施行後5年間で累計75団体

所有者不明土地法の対象となる「所有者不明土地」の定義【法第2条第1項】

所有者不明土地法では、「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地」と定義。

相当な努力が払われたと認められる方法として、政令では、土地所有者確知必要情報(※1)を取得するために①～④の全ての措置をとる方法を規定。【政令第1条】

- ① 土地の登記事項証明書の交付を請求すること。
- ② 当該土地の占有者その他の土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者(※2)に対し、当該情報の提供を求めること。
- ③ 土地の所有者と思料される者が記録されている住民基本台帳その他の書類(※3)を備えていると思料される市町村長又は登記所の登記官に対し、当該情報の提供を求めること。
- ④ 所有者と思料される者に対し、書面の送付その他の土地の所有者を特定するための措置(※4)をとること。

※1 土地の所有者と思料される者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の土地の所有者を確知するために必要な情報【政令第1条】

※2 土地の所有権以外の権利者、固定資産課税台帳・地籍調査票等を備えると思料される市町村長等、親族、在外公館の長等【省令第1条】

※3 戸籍簿又は除籍簿、戸籍の附票等【省令第2条】 ※4 書面の送付又は訪問のいずれか【省令第3条】

現状

住民基本台帳等に記録されている情報については、「土地所在市町村」と「所有者と思料される者(例：登記名義人)が所在する市町村」との間で、書類手続(郵送)が伴う公用請求(住民基本台帳法第12条の2第1項等)を行って探索を実施している。